

久留米市指定給水装置工事事業者に関する各種届出等のご案内

● 指定事項変更（水道法第25条の7及び同法施行規則第34条）

変更のあった日から30日以内に提出して下さい。

変更事項	提出書類等
代表者の変更	<ul style="list-style-type: none">指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
事業所の名称変更	<ul style="list-style-type: none">誓約書（様式第2）指定事業者証 (紛失した場合は指定給水装置工事事業者証の紛失届を提出) ※上記、3点と併せて下記の該当する書類を提出して下さい。<ul style="list-style-type: none">会社の方は…履歴事項全部証明書（原本）、会社の定款の写し公益法人の方は…履歴事項全部証明書（原本）、寄付行為の写し個人事業者の方は…住民票又は外国人登録証明書
事業所所在地の変更	<ul style="list-style-type: none">上記、代表者の変更をする場合の提出書類と同一の書類事業所の位置図 (「1/10, 000程度のもの」と「ゼンリン地図などによる付近の地図」の2種類)
役員の変更（法人の場合のみ）	<ul style="list-style-type: none">指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）誓約書（様式第2） ※上記、2点と併せて下記の該当する書類を提出して下さい。 会社の方は…履歴事項全部証明書（原本）、会社の定款の写し 公益法人の方は…履歴事項全部証明書（原本）、寄付行為の写し
選任している主任技術者の氏名変更 選任している主任技術者免状番号の変更	<ul style="list-style-type: none">指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）変更のあった主任技術者の写真（免許証サイズ、カラー）1枚変更のあった主任技術者の主任技術者選任届出済証 (紛失した場合は給水装置工事主任技術者選任届出済証の紛失届を提出) ※主任技術者免状番号の変更があった場合は、そのことを証明できる書類も提出して下さい。

※個人事業から、会社（または公益法人）に変更される場合は

『個人事業の廃止手続き』と『会社（または公益法人）の新規指定手続き』を行ってください。